

秋田県告示第421号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和5年10月13日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 都市計画の種類
道路
- 2 都市計画の案の名称
横手都市計画道路の変更
- 3 路線名の変更

変更前の路線名	変更後の路線名
3・3・101号 杉沢八王寺線	3・3・101号 金沢八王寺線

- 4 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分 横手市安田字ブンナ沢、安田原町、安田字馬場、安田字堂山、駅南二丁目、駅南三丁目、安田字越廻、前郷字下横山、前郷字上三枚橋、横手町字上真山、条里一丁目、駅西一丁目、三枚橋二丁目、三枚橋一丁目、条里二丁目、横手町字梅ノ木後、梅の木町、横手町字下真山、八幡字八幡、八幡字上長田、八幡字石町、睦成字久保目、睦成字上川原、睦成字七間川原、睦成字七日市、杉目字七日市、杉目字前通、杉目字街道下、杉沢字中杉沢、安本字南御所野、杉沢字谷地中、安本字中御所野、金沢中野字蛭沢、金沢中野字三貫堰、金沢中野字白石沢、金沢中野字上矢来沢、金沢中野字金沢、金沢中野字青葉田、金沢中野字厨川及び仙北郡美郷町金沢字榊柳の一部
- 5 都市計画の案の縦覧場所
 - (1) 秋田市山王四丁目1番1号 秋田県建設部都市計画課
 - (2) 大仙市大曲上栄町13番62号 秋田県仙北地域振興局建設部用地課
 - (3) 横手市旭川一丁目3番41号 秋田県平鹿地域振興局建設部用地課
 - (4) 横手市旭川一丁目3番41号 横手市建設部都市計画課
 - (5) 仙北郡美郷町土崎字上野乙170番地10 美郷町建設課このほか、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」 (<https://www.pref.akita.lg.jp/>) にも掲載する。
- 6 都市計画の案の縦覧期間
令和5年10月13日（金）から同月27日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）